

革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）

研究開発プログラム

「超高機能構造タンパク質による素材産業革命」

研究開発提案募集のご案内  
[公募要領]

プログラム・マネージャー  
鈴木 隆領

平成27年6月



## 公募概要

研究開発プログラム名：「超高機能構造タンパク質による素材産業革命」

PM：鈴木 隆領

公募のスコープ※：

### 1. 「バイオ素材の宇宙業界向け工業用材料化技術開発（プロジェクト2-①）」

本プログラムは、既存材料と比較して圧倒的な性能を持ちながら原料を枯渇資源に頼らない、次世代の基幹素材となり得る巨大なポテンシャルを秘める構造タンパク質素材の産業化に向けた技術基盤を世界に先駆けて開発・実用化することを目指すものです。

公募においては、これまで工業用材料として普及が進んでこなかったバイオ素材の内、構造タンパク質素材の用途拡大・普及加速に向けて、宇宙業界において用いられてきた既存材料ではなし得ない材料性能を実現するための構造タンパク質素材に特化・最適化した複合化及び加工技術の開発を進めることが出来る先端的な技術力を持ち、新素材・新材料の実用化を率先する先駆者として既成概念に囚われない自由で大胆な発想と高い実行力・スピード感を持つ研究開発機関・企業を募集するものです。

応募方法： 下記 HP より電子書類の申請書提出  
(公募情報 HP: <http://www.jst.go.jp/impact/>)

公募期間： 平成27年6月9日－平成27年7月8日

締切：平成27年7月8日正午

審査～研究開発開始のスケジュール（予定）：

平成27年7月上旬 書面審査

平成27年7月21日 面接審査

9月以降 研究開発機関の承認・確認（推進会議、有識者会議）

9月以降 選定機関への通知

9月以降 委託研究契約締結・研究開発の開始

本公募は、「申請を行う研究代表者は所属機関において研究倫理教育の講習を修了していること」を申請条件と致しましたのでご注意ください。

具体的には、所属機関において研究倫理に関する教育プログラムの受講を、公募期間中又は申請書類提出 7 月 8 日までに済ませ、別添の様式の誓約書、又は、CITI Japan e-ラーニングプログラム等の場合は受講修了証を申請書類提出後 7 月 8 日までに提出してください。今年度に所属機関で研究倫理講習を受けている方は、それをもって誓約書を提出してください。また、これまでにCITIを受講している方は、その受講終了証を提出してください。提出がない場合は、要件不備とみなし、以後の審査を行いませんのでご注意ください。なお、可能な限り貴機関において早急に研究倫理講習を実施していただきたいと思いますが、相当困難の場合には CITI Japan e-ラーニングプログラムについてJSTを経由して受講することも可能です。その場合には以下のサイトを参照してください。

<http://edu.citiprogram.jp/jstreg.html>

■本件相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 総務部 研究倫理室

E-mail: ken\_kan[at]jst.go.jp

(※スパムメール対策をしています。送信の際は[at]を@に換えてください。)

■誓約書又は受講修了証の送付先

国立研究開発法人科学技術振興機構 鈴木 PM 公募担当

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

E-mail: impact-szk[at]jst.go.jp

## 目次

### I. 募集について

1. ImPACTとは
2. 研究開発プログラムについて
  - (1) 研究開発プログラムの概要
  - (2) 公募の対象とする研究開発プロジェクト
3. 提案を求める内容について
  - (1) 「バイオ素材の宇宙業界向け工業用材料化技術開発」
    - (i) 提案を求める研究開発課題の内容
    - (ii) 予定する研究開発期間
    - (iii) 予定する研究開発費

### II. 応募/選考について

1. 応募について
  - (1) 応募要件等
  - (2) 応募方法
  - (3) 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて
2. 選考について
  - (1) 選考の流れ
  - (2) 選考の基準

### III. 研究開発の実施について

1. 研究実施計画について
  - (1) 研究実施計画の作成
  - (2) 加速、中止等の扱い
2. 実施体制
3. 実施規約と委託研究契約
4. 成果情報の扱い
  - (1) 成果の公表
  - (2) 技術情報の保全
5. 知的財産権の扱い
  - (1) 知財運用会議
  - (2) 知的財産権の帰属
  - (3) 知的財産権の出願
  - (4) 知的財産権の移転
  - (5) 知的財産権の実施、実施許諾
6. 委託研究開発契約

- (1) 研究費について
  - (2) 契約の締結・更新
  - (3) 委託研究費に関する留意点
  - (4) 繰越について
7. 研究開発の推進に係るその他の責務等
- (1) 研究開発責任者
  - (2) 研究開発機関

#### IV. 研究開発提案書の記入要領

#### V. 革新的研究開発推進プログラム(I m P A C T)について(参考)

- 1. 革新的研究開発推進プログラムについて
  - (1) 目的
  - (2) I m P A C Tの特徴
- 2. I m P A C Tの実施体制について
  - (1) 総合科学技術・イノベーション会議の役割
  - (2) P Mの役割
  - (3) 研究開発機関の役割
  - (4) J S Tの役割
- 3. 研究開発プログラムについて
  - (1) 研究開発プログラムとは
  - (2) 全体スケジュール

#### (別紙)応募に際しての注意事項

- 1. 研究倫理教育受講の要件化
- 2. 不合理な重複および過度の集中
- 3. 研究費の不正な使用等に関する措置
- 4. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について
- 5. 研究活動の不正行為に対する措置
- 6. 人権の保護および法令等の遵守への対応について
- 7. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

(参考1)「超高機能構造タンパク質による素材産業革命」実施規約

(参考2)委託研究契約書ひな形

# I. 募集について

## 1. ImPACTとは、

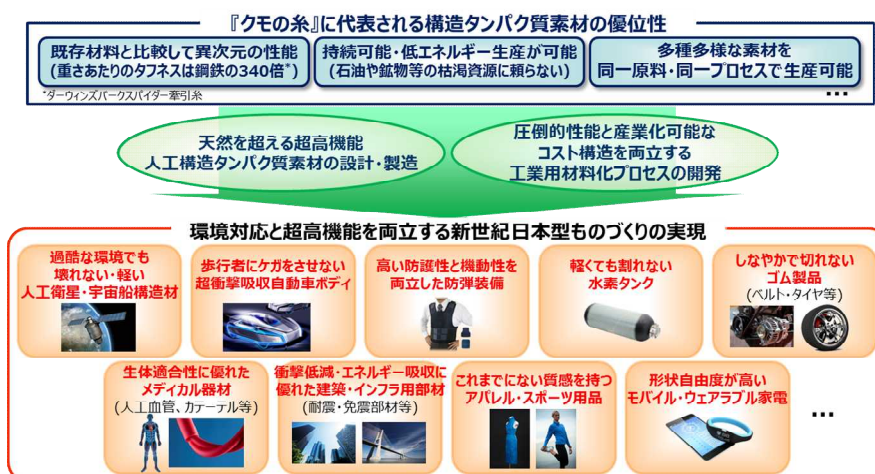
革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）<sup>1</sup>は、革新的な科学技術イノベーションの創出を目指す、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）のプログラムであり、研究開発をマネジメントする立場であるプログラム・マネージャー（PM）に大胆な権限を付与し、PMが自らの研究開発プログラム構想に基づき、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進することを特徴とします。

本募集は、PMが自らの研究開発プログラム構想を実現するために、必要な研究開発について提案を求めるものです。

## 2. 研究開発プログラムについて

### （1）研究開発プログラムの概要

重さあたりのタフネスが鋼鉄の340倍を誇る『クモの糸』をはじめとして、様々な特性を有する構造タンパク質素材は、既存材料と比較して圧倒的な性能を持ち、原料を石油等の枯渇資源に頼らず生産が可能であり、次世代の基幹素材となり得る巨大なポテンシャルを秘めているが、実用化の技術的障壁が極めて高く現在まで産業の観点からは未開拓である。一方で、資源制約が大きい日本こそが世界に先駆けて産業化すべき領域であり、新産業の圧倒的なイニシアチブをとることは我が国の産業競争力の飛躍的向上に繋がると期待される。本研究開発プログラムでは、我が国が誇る世界最先端の高次構造解析技術・CS/IT・遺伝子工学・合成生物学・材料科学・生産技術等を集結し、構造タンパク質素材の産業化に向けた技術的障壁群を突破することで、原料を枯渇資源に頼った産業構造から脱却し、既存材料では成し得ない異次元の性能を実現する次世代材料を開発し、環境対応と超高機能を両立する新世紀日本型ものづくりの実現を目指す。



<sup>1</sup> ImPACTについての詳細は、VI. 革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）について（参考）(p.49～)をご覧ください。なお、ImPACTにおいて、JSTはCSTIが決定したPMを雇用・支援し、PMが選定した研究開発機関と委託研究契約を締結します。

図1. 本研究開発プログラムで目指す姿

① 研究開発プログラム全体構成

本研究開発プログラムは、「大規模ゲノム情報を活用した超高機能タンパク質の設計・製造」(プロジェクト1)と「超高機能タンパク質素材の成型加工基本技術の開発」(プロジェクト2)の2つの研究開発プロジェクトで構成される。

構造タンパク質素材に関するコアテクノロジーの基礎研究・新素材開発を進めるプロジェクト1では、「天然タンパク質の網羅的解析と高機能発現メカニズム解明」(PJ1-①)と「天然を超える超高機能構造タンパク質素材創出」(PJ1-②)の2つの研究開発テーマに取り組む。

オープンイノベーションによる構造タンパク質素材の加工技術・アプリケーション開発を進めるプロジェクト2では、まずは「バイオ素材の工業用材料化技術開発」(PJ2-①)を進め、その後「デュアルユースを含めた製品化試作・評価」(PJ2-②)へと展開していく。

上記2つの研究開発プロジェクト、4つの研究開発テーマの間で超分野横断的フィードバック型研究開発体制を構築し、互いに技術を補完し合える効率的・効果的な共同研究開発を推進する。



図2. 本研究開発プログラムの全体構成

② 研究開発プログラム実施体制

本研究開発プログラムを実現するため、前述の全体構成に記載した各領域において我が国が誇る世界最先端の高次構造解析技術・CS/IT・遺伝子工学・合成生物学・材料科学・生産技術等を持つ研究開発機関・企業を集結し、様々な分野の知見や既成概念に囚われない自由で大胆な発想を融合しながら高い実行力とスピード感を持った実施体制を作り、世界に先駆けた実用化を目指す。

超高機能タンパク質素材の成型加工基本技術の開発(プロジェクト2)では、公募により既存の技術の延長線上に止まらない尖った生産技術力と各業界における実績・経



験に裏打ちされた用途提案力・事業化推進力を持つ研究開発機関・企業を選抜した上で、参画する研究開発機関・企業の間での競争と協働を促しながら構造タンパク質素材の実用化・事業化に向けて結果を出せる実力を兼備えた出口戦略チームを編成していく。

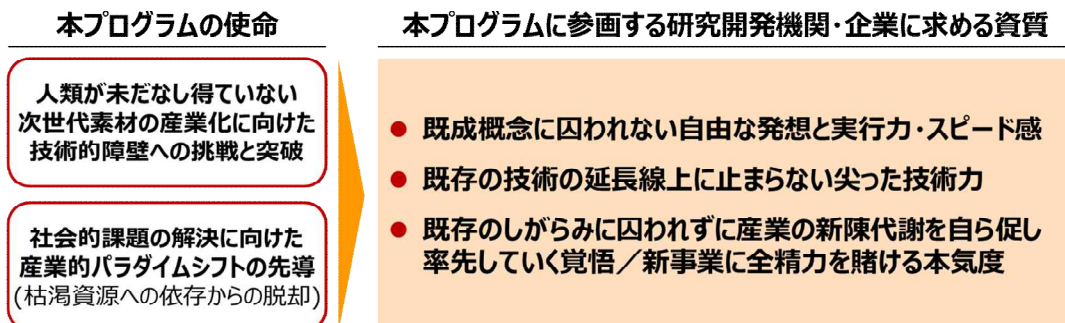


図3. 本プログラムにおける研究開発体制コンセプト

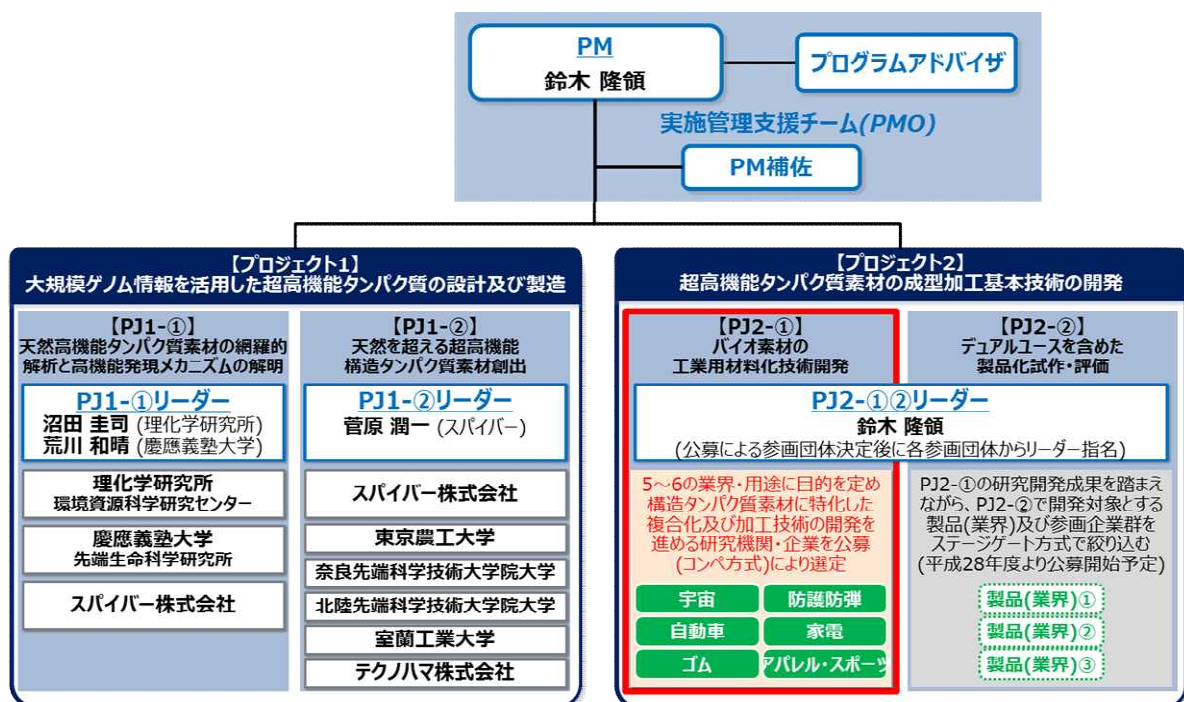


図4. 研究開発プロジェクト体制

## (2) 公募の対象とする研究開発プロジェクト

今回公募の対象とするプロジェクトは、研究開発プロジェクト2「超高機能タンパク質素材の成型加工基本技術の開発」のうち、「バイオ素材の工業用材料化技術開発」(PJ2-①)を目指すものである。

本研究開発プログラムで今後進めていく構造タンパク質素材の事業化に向けたアプローチとして、まずは高機能/高付加価値素材としての採用・普及が期待される業界・用途をターゲットとして実用化・事業化をするための構造タンパク質素材を用いた新材料開発を進める。

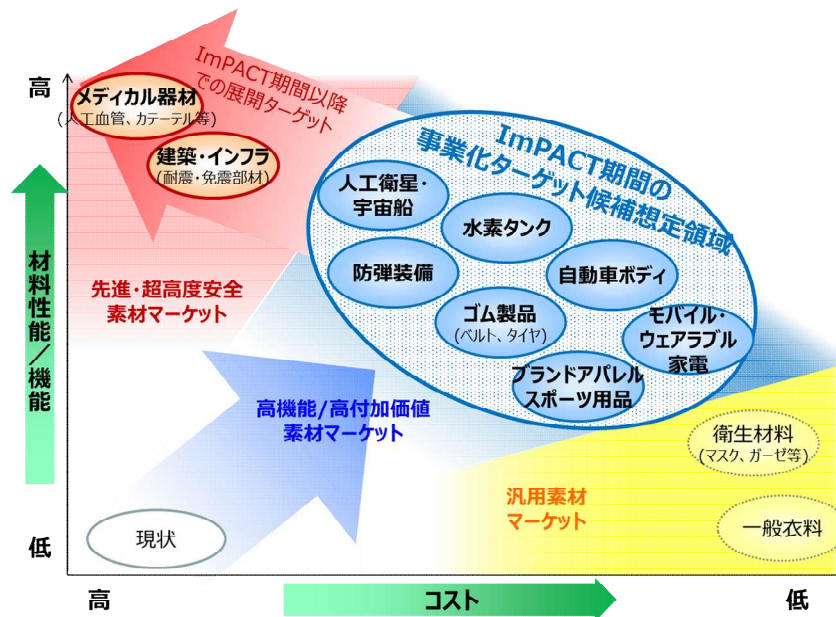


図5. 構造タンパク質素材の事業化に向けたアプローチ

本プロジェクト(PJ2-①)では、事業化ターゲットとして想定する各業界特有のニーズを踏まえた材料用途・性能等のターゲットを見極めながら、その実現に向けて構造タンパク質素材に特化した複合化及び加工のための基盤技術を開発し、既存材料ではなし得ない用途・性能(強度、耐衝撃性等)を具現化することを目指す。(ここで言う構造タンパク質素材とは、天然に存在する構造タンパク質を主成分とする各種素材(例:絹糸、羊毛等)及びプロジェクト1(PJ1-②)で人工合成・製造された各種形態の素材(繊維、その他)を指す。)

本プロジェクト(PJ2-①)に参画する研究開発機関・企業の役割として、(1)工業用材料として構造タンパク質素材を複合化・加工するための技術開発だけでなく、(2)PJ2-②以降も見据えた最終製品メーカーの巻き込み等も含めた新材料の実用化・事業化に向けた展開推進、及び(3)材料性能の向上に向けた素材設計(PJ1-②)へのフィードバック・性能要件の提示までを期待する。

よって本公募では、事業化ターゲットの一つとして想定する宇宙関連アプリケーションのうち特に人工衛星向けに材料用途・要件(形態・スペック・品質・コスト等)について深く理解し、第一線で人工衛星関連材料用途の提案や開発を行ってきた実績・経験を持つ研究開発機関・企業を対象とする。このような要件を満たす機関・企業から人工衛星向けに材料として構造タンパク質素材を複合化・加工するための技術開発に関する提案、及び開発した新材料の実用化・事業化に向けたアプローチ(PJ2-②)以降でどういった最終製品メーカーと連携しながら製品化まで推進しようとするか等)まで含めた提案を募る。

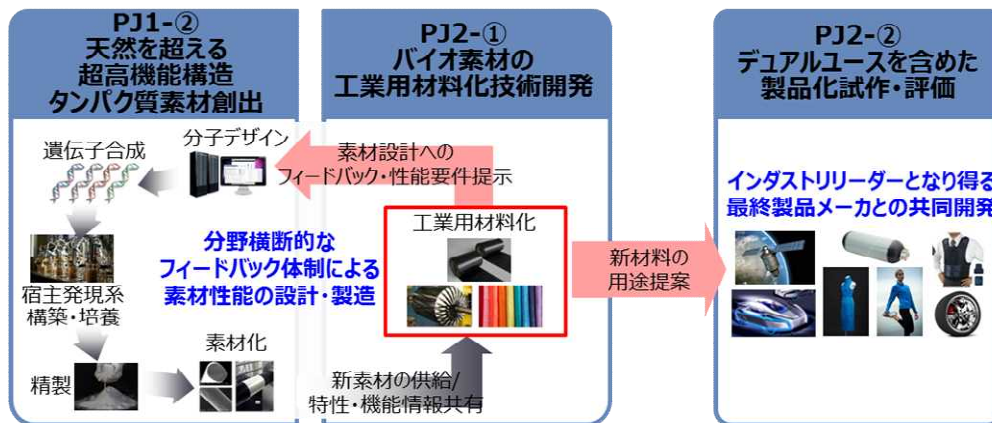


図 6. 本プロジェクト(PJ2-①)の位置付け

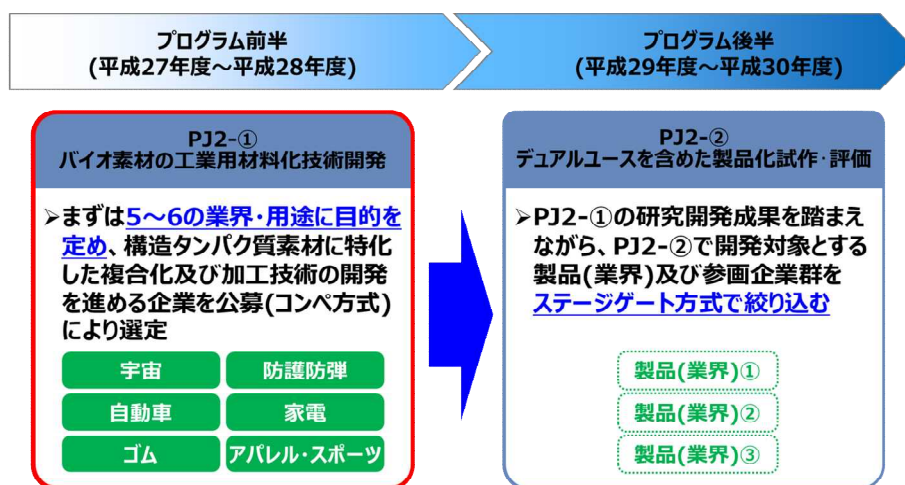


図 7. プロジェクト 2 の進め方

### 3. 提案を求める研究開発について

本公募において、提案を求める研究開発は以下の通りです。

#### (1) 「バイオ素材の宇宙業界向け工業用材料化技術開発」

(概要)

##### (i) 提案を求める研究開発課題の内容

##### ① プロジェクトにおける公募研究開発の必要性

構造タンパク質素材の工業用材料としての用途拡大・普及加速に向けては、各業界・アプリケーションにおける製品化ニーズや材料要件(形態・スペック・品質・コスト等)を踏まえた材料用途・性能等のターゲットを見極めながら、その実現に向けた構造タンパク質素材の特性を最大限に活かすための複合化及び加工のための基盤技術の開発を進めることが必要不可欠である。

その中で、代表的な宇宙関連アプリケーションの一つである人工衛星に対し構造タンパク質素材を用いた新材料の実用化・事業化を進めていくのにあたり、宇宙業界特有のニーズや材料要件を熟知しながら材料提案・開発を進めてきた実績・経験を持つ研究開発機関・企業から、広く公募により構造タンパク質素

材を用いた革新的な新材料の用途・性能に関するターゲット、及びその実現に向けた技術的なアプローチ及び実用化・事業化に向けたアイデア等に関する提案を求め、その中で最も実現性が高いと考えられる提案に沿って構造タンパク質素材の複合化及び加工のための基盤技術開発を進めることが最も効率的・効果的と考えられるため、この度公募を行う次第である。

## ② 提案を求める研究開発の内容

人工衛星における製品化ニーズ・材料要件に適った構造タンパク質素材の工業用材料化のための技術開発に関する提案のみならず、これまでにない新材料の実用化・事業化に向けたアプローチ・アイデアまで含めた提案を募る。

- 1) 宇宙関連アプリケーション(特に人工衛星)で用いられている既存素材では成し得ない、構造タンパク質素材の特性を最大限に活かした革新的な材料用途及びその具体的な性能ターゲット(例:強度、耐衝撃性等)
- 2) ①を実現・達成するための構造タンパク質素材に特化・最適化した複合化及び加工のための手法・基盤技術の開発方法
- 3) 構造タンパク質素材を用いた新材料の実用化・事業化に向けた展開アプローチ・アイデア(インダストリリーダとなり得る最終製品メーカーの巻き込み等)

なお、本公募の材料開発に際して用いる構造タンパク質素材については、平成27年度中は基本的に天然の構造タンパク質素材(絹、羊毛等)を用いることを前提とし、平成28年度からは天然の構造タンパク質素材に加えて、PJ2-①側からのニーズ(性能・量・形態等)に対応した人工構造タンパク質素材をPJ1-②より随時供給することを想定している。また、天然及び人工の構造タンパク質素材に関する性能等の情報についても、必要に応じてPJ1-①・PJ1-②よりPJ2-①へ随時提示していくことを予定している。

## ③ 研究開発機関に求める能力

構造タンパク質素材を用いた人工衛星向けの工業用材料化技術の開発、及び新材料の実用化・事業化を進めていくための出口戦略チームとしての役割を担うために求める能力として、以下の点を挙げる。

- a) 宇宙業界(特に人工衛星)における製品化ニーズや材料要件(形態・スペック・品質・コスト等)、産業構造等を深く理解し、これまでに業界・産業を代表するような最終製品メーカーに対して材料の提案・開発・製造販売を進めてきた実績・経験を有すること(或いは宇宙業界・人工衛星産業への新規参入に強い意欲を有していること)
- b) 複合材のマトリクス開発実績、及びそのマトリクスを活用したコンポジッ

ト化技術開発実績及び量産実績と差別化技術(特許、ノウハウ等)を有していること

- c) 実験用途又は量産用途の成形装置・評価設備を所有していること
- d) これまでの実績だけに囚われないチャレンジ精神のある研究開発提案者を有すること(またそのチャレンジを後押しするオープンで挑戦を歓迎する文化・風土を持つ研究開発機関・企業であること)

応募に際しては、個別の研究開発機関・企業による提案のみならず、複数の研究開発機関・企業が上記の研究開発能力を相互に補完するチームとしての提案も歓迎する。

#### ④ 達成を求める目標

本公募研究開発において、以下の各項目を達成できることを目標とする。

- 構造タンパク質素材の特性を最大限に活かした人工衛星向け材料用途・性能ターゲットの見極め・明確化
- 上記材料用途・性能ターゲットを実現・達成するための構造タンパク質素材に特化・最適化した複合化及び加工のための基本的な手法・基盤技術の開発
- 上記の複合化及び加工のための手法・技術によるテストピース(又は材料サンプル)作製・性能評価・既存材料との比較
- 構造タンパク質素材を用いた新材料の実用化・事業化に向けた実行計画の立案

#### (ii) 予定する研究開発期間

開発期間は約1.5年間(平成27年度後半～平成28年度)であり、平成28年度末にステージゲートを設定し最終評価を行う。(開発した新材料及びその基盤技術の評価結果、提案された研究開発計画に対する進捗状況、平成28年度末時点での社会的なニーズ等を総合的に勘案し、実用化に向けて実現可能性が高いとPMが判断した研究開発機関・企業又はチームは、平成29年度以降の「デュアルユースを含めた製品化試作・評価」(PJ2-②)に参画してもらう予定である。)

#### (iii) 予定する研究開発費

50百万円～100百万円程度(ただし、管理経費(直接の10%以下)を含む)

## Ⅱ. 応募/選考について

### 1. 応募について

#### (1) 応募要件等

##### (i) 研究開発提案者の要件

- a. PMの研究開発プログラム構想を実現するために、PMが提示するスコープに合致し、目標の達成に向けて、個人若しくは研究チームにより研究開発を推進できる研究者であること。

研究チームで提案し採択された場合、JSTは研究開発提案者、及び研究開発担当者の所属する研究開発機関毎に委託研究契約を締結し、研究開発提案者、及び研究開発担当者は、それぞれ当該研究開発機関の研究開発責任者としての位置付けになります。

※ 詳しくは、「Ⅲ. 研究開発の実施について」(14 ページ)をご参照ください。

- b. 所属機関において研究倫理教育について受講を修了していること。

公募開始以前に所属機関で研究倫理講習を受けている方は、それをもって誓約書を提出してください。まだ講習を受けていない方は受講を済ませたうえで誓約書を提出してください。CITI Japan e-ラーニングプログラム等を受講された場合は、誓約書の代わりに、受講修了証を提出してください(いずれも平成27年7月8日(水)必着)。期日までに誓約書もしくは受講修了証の提出がない場合は、要件不備とみなし、以後の審査を行いませんのでご注意ください。

##### (ii) 研究体制の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- a. PMの構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. 他の研究開発機関の研究開発担当者を配置する場合、当該研究開発担当者が研究構想実現のために必要不可欠であり、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。
- c. 海外研究機関が研究開発提案者および研究開発担当者が所属する研究機関として参加する(海外の研究機関に所属する研究者が主たる研究者として参加する)場合は、研究構想実現のために必要不可欠であり、当該の海外研究機関でなければ研究実施が不可能であること。なお、選定には総合科学技術・イノベーション会議の下に設置される、革新的研究開発推進会議(以下、「推進会議」といいます。)の承認を必要とします。

※ 海外の研究機関を含む研究体制を希望される場合には、研究提案書(様式13)に、海外の研究機関に所属する研究者が必要であることの理由を記載してください。

(iii) 研究開発機関の要件

- a. 研究開発提案者および研究開発担当者が所属する研究開発機関は、所要の条件を満たして、PMの定める実施規約に参加するとともに、JSTとの委託研究契約を締結できることが必要です。応募に際して、研究開発提案者及び研究開発担当者は必要に応じて、所属研究開発機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

※ 民間企業等の大学等以外の研究機関も対象となります。

※ 詳しくは、「Ⅲ. 研究開発の実施について」(15 ページ)をご参照ください。

- b. 研究開発機関が海外研究機関である場合は、更に以下の条件を満たす必要があります。
- ・ 当該の海外研究機関とJSTとの間で、知的財産権の共有(各々50%ずつ保有)ができること(海外研究機関に対しては、産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)は適用されません)。
  - ・ JSTが指定するガイドラインに基づき適切な経費執行が可能であり、研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合は収支簿に相当)を英文で作成の上、JSTへ提出できること。
  - ・ 原則として、JST指定の契約書様式にて契約締結ができること。

(iv) 研究開発提案者及び研究開発担当者とPMの利害関係について

研究開発提案者及び研究開発担当者の所属する研究開発機関がPMと下記の「PMに関係する機関」のいずれかに該当する場合、PMが当該研究開発機関を選定する際、推進会議の承認が必要となります。承認にあたっては、研究開発プログラムの推進に真に必要と認められることが求められます。

※申請に当たっては申請書のチェック欄に該当する項目を明記して下さい。

「PMに関係する機関」の範囲

「PMに関係する機関」とは、研究開発機関における研究開発担当者が以下のいずれかの関係に該当する場合の機関をいう。

- ① PMと親族関係にある者もしくはそれと同等の親密な個人的関係。
- ② PMの兼業元あるいは出向元である大学、独立行政法人等の研究機関に所属している者。あるいは、同一の企業に所属している者。
- ③ PMと緊密な共同研究を行っている者。または過去5年以内に緊密な共同研究を行った者。
- ④ 過去に通算10年以上、PMと「密接な師弟関係」あるいは直接的な雇用関係にあった者。
- ⑤ その他推進会議が利害関係者と判断した場合。

(v) その他

なお、研究提案にあたっては、CST I等によるIMPACTに関する決定文書を踏まえ、IMPACTの主旨等をよく理解いただいた上で提案下さい。

IMPACTに関するCST I等の主な決定文書は以下の通りです。

- ✓ 革新的研究開発推進プログラム（IMPACT）運用基本方針（2014年2月14日総合科学技術会議）  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/kakushintekikenkyu/siryo2.pdf>
- ✓ 革新的研究開発推進プログラム（IMPACT）運用基本方針取扱要領（2014年2月27日革新的研究開発推進会議）（様式306）  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/kakushintekikenkyu/unyoyouryou.pdf>
- ✓ 革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針（2014年3月17日革新的研究開発推進会議）  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/kakushintekikenkyu/kikinunyou.pdf>

## （2）応募方法

提案は、下記HPの提案申請サイトより提案書をアップロードいただくことで行います。

公募HP：<https://impact.jst.go.jp/koubo/szk/>

IMPACT公募一覧ページ <http://www.jst.go.jp/impact/koubo.html> からも入ることが出来ます。

### （i）研究開発提案書

- ① 「バイオ素材の宇宙業界向け工業用材料化技術開発」研究開発提案書
- ② 申請書内の本提案に関連する主要な文献（特許、論文等 3通程度）

※上記提出書類はpdfに変換した上で、上記公募HPよりアップロードしてください。（10MB以下）

提案書締切：平成27年7月8日正午

※書類選考の上、面接選考の対象となる課題につきましては、後日連絡を差し上げます。

### （ii）研究倫理教育受講書類

受講した研究倫理教育プログラムに応じて、①または②のどちらかの書類を提出いただきます。

- ① CITI Japan e-ラーニング 受講修了書  
応募者のうちCITI Japan e-ラーニングプログラムを受講した方



受講修了証締切：平成27年7月8日（必着）

※期日までに誓約書もしくは受講修了証の提出がない場合は、要件不備とみなし、以後の審査が行われませんのでご注意ください。

**提出方法**

下記アドレスまで PDF 形式のファイルにてご送付ください。

E-mail: impact-szk[at]jst.go.jp

（※スパムメール対策をしています。送信の際は[at]を@に換えてください。）

**② 研究倫理に関する誓約書**

応募者のうち所属機関で独自の研究倫理教育プログラムを受講した方

研究倫理に関する誓約書締切：平成27年7月8日（必着）

※期日までに誓約書もしくは受講修了証の提出がない場合は、要件不備とみなし、以後の審査が行われませんのでご注意ください。

**提出方法**

研究倫理に関する誓約書については、自署原本を下記郵送先までご郵送ください。

**■郵送先**

国立研究開発法人科学技術振興機構 革新的研究開発推進室

鈴木 PM 公募担当

〒102-0076 東京都千代田区五番町7番地 K's 五番町 JST 東京本部別館

※書類選考の上、面接対象となる課題につきましては後日連絡を差し上げます。

**(3) 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて**

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

**○採択された課題に関する情報の取扱い**

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究開発課題名、所属研究開発機

関名、研究開発責任者名、予算額および実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。研究開発課題の採択にあたり、研究開発責任者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究開発課題要旨等を公表する予定です。

なお、採択課題の研究開発提案書は、採択後の研究開発推進のためにPM、JSTが使用することがあります。(上記公表予定情報以外の情報について、公開するものではありません)

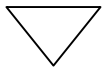
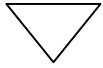

#### ○府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

## 2. 選考について

### (1) 選考の流れ

PMが、外部の有識者の協力を得て、書類審査、面接審査により選考を行います。必要に応じて、その他の調査等を行う場合があります。(研究開発提案者及び研究開発担当者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。)  
この選考に基づき、PMは研究開発機関を選定します。

公募締切	平成27年7月8日正午必着
① 書類選考 	平成27年7月上旬 PMが応募された提案書類を審査し、面接選考の対象となる提案を選考します。
② 面接選考 	平成27年7月中旬 PMが面接選考を実施します。面接選考には応募者本人が出席して下さい。
③ PMによる選定 	平成27年7月中旬 書類選考・面接選考の結果を踏まえ、PMが研究開発機関を選定します。
④ 研究開発機関決定	平成27年9月以降 PMの選定結果に基づき、研究開発機関について有識者会議が確認、または推進会議が承認を行います。

選考は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守します。なお、選考の経過に関する問い合わせには応じられません。

### (2) 選考の基準

選考における評価項目及び基準は以下のとおりです。

- ① PMの設定する公募スコープを達成するための課題設定の妥当性。
  - ・ 人工衛星向けに構造タンパク質素材を工業用材料化するための技術を開発する課題であること
- ② 研究開発の目標、達成時期及び計画の妥当性。
  - ・ 人工衛星における製品化ニーズ・材料要件に適った材料用途・性能ターゲット(例：強度、耐衝撃性等)が具体的に設定されていること
  - ・ 平成28年度末までに上記材料用途・性能ターゲットを実現可能か判断できるだけのテストピース(又は材料サンプル)の作製・性能評価まで行う計画が立案されていること
- ③ 研究開発の実施体制、実施規模の妥当性。
  - ・ 「研究開発機関に求める能力」(6ページ)を満たしていること

- 研究開発参加者数及びエフォートが研究実施に十分な値であると考えられること

### Ⅲ. 研究開発の実施について

#### 1. 研究実施計画について

##### (1) 研究実施計画の作成

採択後、研究開発責任者は、PMの指示の下、PMの研究開発プログラムに基づき、実施期間全体に係る研究開発計画（全体）と、年度毎の実施内容を記載した研究開発計画（年次）を作成し、当該計画に基づいた研究開発を行います。

##### (2) 加速、中止等の扱い

ImPACTでは、PMが、進捗状況等に応じて研究開発の加速、減速、中止、方向転換等を柔軟に実施します。研究開発期間中に、PMにより研究開発の修正等を求められた場合、研究開発責任者はPMの指示に従うとともに、研究開発計画の修正等を行います。

なお、研究開発計画に変更があった場合、必要に応じて、JSTは研究開発機関との契約変更等を行います。

#### 2. 実施体制

研究開発の実施にあたり、各研究開発機関はPMが定める秘密保持、知的財産の扱い等を規定した実施規約に合意し、その上で、JSTと委託研究契約を締結します。JSTは、当該委託研究契約に基づいて、概算払い（四半期毎等）または精算払いにより委託研究費を支出します。

研究開発期間中、研究開発責任者はPMによる研究開発の実施管理を受けることとなります。研究開発責任者は、PMに対し、研究状況、成果、発明及び知財等について適切に報告を行い、研究開発プログラムの推進を担うことが求められます。また、研究開発責任者は、PMが実施する、広報・アウトリーチ活動など研究開発プログラムの成果についての対外発信等への積極的な参加が求められます。

#### 3. 実施規約と委託研究契約

参加する研究開発機関は、PMの定める実施規約に参加し、実施規約に定める内容を遵守するとともに、JSTと委託研究契約を締結します。実施規約への参加、及び委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究を実施できません。

海外の研究開発機関の場合、実施規約の扱いは別途協議となりますが、「Ⅱ. 1. (iii) 研究開発機関の要件(9 ページ)」に記載の諸要件を満たす必要があります。

実施規約	全ての研究開発機関に共通する知的財産権の取扱いなどを規定し、PM、研究開発機関及びJSTが参加。(海外機関の取扱いは別途検討)
委託研究契約書	PMと各研究開発機関との間で調整した研究実施計画を盛り込み、JSTと研究開発機関で締結。

実施規約のポイント		
研究開発プログラムの運営	研究開発プログラム計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PMは研究開発プログラム計画の策定及び変更を行う。</li> <li>・研究開発機関はPMに従う。</li> </ul>
	運営会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発プログラムの推進に関する重要事項の連絡/調整</li> </ul>
情報管理、秘密保持	情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発プログラム内での成果情報共有</li> </ul>
	秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発機関等が保有する情報の保持（研究開発プログラム内外を問わず）</li> </ul>
成果情報の取扱い	成果情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果情報は、積極的に公開</li> </ul>
	特定技術情報の保全、安全保障輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デュアルユース技術に係る情報等の保全</li> <li>・安全保障輸出管理の遵守</li> <li>・特許出願、成果発表について要事前申請</li> </ul>
知的財産権	知財運用会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発プログラムに関連する知的財産権の運用について協議。</li> </ul>
	知的財産権の帰属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託研究により生じた知的財産権は、受託研究開発機関に帰属。（日本版バイ・ドール適用）</li> </ul>
	知的財産権の出願	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PM・JSTが出願可否等について判定。</li> <li>・費用は直接経費からの支出が可能。</li> </ul>
	知的財産権の移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PMの意見を聞きつつ、JSTが承認。（重要な判断を要する場合は、推進会議が必要に応じて判断。）</li> </ul>
	実施、実施許諾等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財所有機関の自己実施を原則</li> <li>・実施許諾等は、知財運用会議にて協議</li> </ul>
その他	（PMが設定する事項）	（PMが設定する事項）

※情報管理・成果情報、及び知的財産の扱い等は、委託研究契約終了後も対象事項の消滅まで有効となります。

#### 4. 成果情報の取扱い

##### (1) 成果の公表

ImPACTは、国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、積極的な成果情報は公開が求められます。知的財産の取得に配慮しつつ、積極的な情報の発信を行ってください。

得られた研究成果を論文等で発表する場合は、ImPACTの成果である旨の記述を行っていただきます。

また、PM及びJSTが国内外で開催するワークショップやシンポジウムに参加し、研究成果を発表していただきます。また、科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。

## (2) 技術情報の保全

研究成果に関する情報に、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用できるデュアルユース技術に係る情報が含まれる可能性があるため、それらの技術情報について、PMが適切に管理を行います。

具体的には、研究開発機関は、研究成果の公表、及び知的財産権の出願にあたり、公表・出願の事前にPMに対して研究成果公表申請書、又は発明等届出書を提出し、公表・出願の承認を求めます。PMは、研究成果に関する情報に、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用できるデュアルユース技術に係る情報が含まれると判断する場合、該当する技術情報を特定し、内容の変更や必要に応じた公表差し止めも含め、当該技術情報の保全、及び安全保障輸出管理等の技術情報の管理を行います。

## 5. 知的財産権の取扱い

研究開発機関は、実施規約にも基づき、以下の知的財産等の取扱い等を遵守します。

### (1) 知財運用会議

PMは、研究開発プログラムに関連する知的財産権の運用について協議する場として知財運用会議を設置し、研究開発機関はPMの判断により参画します。知財運用会議は、PM、JST、研究開発機関の一部（協議対象となる知的財産権に関連する機関を含む）から構成され、必要に応じ外部有識者の参加を求めます。議長はPMが務めます。PMが、研究開発機関に知財運用会議への参加を求める場合、研究開発機関はこれに応じる必要があります。

知財運用会議では、

- ① 参加研究開発機関による相互利用実施料等の実施条件に関する合意
- ② 参加研究開発機関以外の者に対する知的財産権の実施許諾に関する実施条件等の決定
- ③ 複数の参加研究開発機関による共同発明に係る知的財産権の持ち分比率の決定（持分比率について当事者間の同意が得られない場合）
- ④ 参加研究開発機関以外の者が関与する場合（再委託を含む）の知的財産権の取扱いの決定
- ⑤ 参加研究開発機関が研究開発プログラム参加前から保有していた知的財産権（バックグラウンド IP）が、研究開発プログラムの遂行又は研究開発プログラムの成果の実用化等に必要となる場合の合意
- ⑥ その他、知財の権利化、運用に関することで、研究開発機関間の合意が必要な事項

について協議し、決定を行います。

なお、知財運用会議において同意に至らない場合は、研究開発プログラム実施期間中は、PMが決定することになります。（研究開発プログラム終了後はPM及び研究開発機関の意見を聞きつつJSTが決定を行うことになります）

知財運用会議は、①軽微な協議、②研究開発プログラム終了後の協議の場合は、

書面協議により開催される場合もあります。

## (2) 知的財産権の帰属

本研究開発プログラムの委託研究により生じた知的財産権は、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール条項）の適用により、研究開発機関に帰属します。ただし、海外研究機関に対しては適用されません。

## (3) 知的財産権の出願

研究開発プログラムの成果をもとに知的財産として出願する流れは以下の通りです。

- ①研究開発機関は、研究開発プログラムの実施において発明等が得られた場合は、速やかに、PMおよびJSTに「発明等届出書」を提出します。
- ②PMは、「発明等届出書」の提出を受け、必要に応じて当該研究開発機関等と協議しつつ、特許等出願の可否及びノウハウ化について付き判定し、2週間以内に判定結果を連絡します。
- ③PMは、②で特許等出願を行うとの決定がなされた知財に、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術も含まれると判断されるときには、国際的な平和及び安全の維持の観点から当該研究開発機関と出願内容、出願時期等を協議します。

なお、研究開発プログラムとして特許等出願を行うとの決定がなされた知財については、研究開発機関が当該知財の出願、取得、維持等に関する手続きを行います。（共願の場合は、手続きを担当する者を、研究開発機関間の協議により決定します）

また、出願・維持等に係る費用は、研究開発プログラム実施期間中は、委託研究における直接経費から支出できます。（研究開発プログラム終了後は、プログラム知財の所有者が負担します）

研究開発機関に帰属した知的財産権が、出願・申請、設定登録、または実施がなされた際は、JSTに対して所要の報告をしていただきます。また、権利化に伴う研究開発機関間の判断など、必要に応じて知財運用会議で協議します。

なお、委託研究の実施に伴い発生する知的財産権は、研究機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する研究者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。

## (4) 知的財産権の移転

研究開発機関は、研究開発プログラムの実施により得られた知財を移転（売却、合併等）しようとする場合は、予めJSTに申請し、移転の承認を得る必要があります。JSTは、研究開発機関から移転の申請のあった知財について、必要に応じPMの意見を聞きながら、次のいずれかに該当する場合は、移転を承認しないことができます。

- ① 知財に係る権利及び義務関係が継承されることが確認できない場合。



② 技術流出等により我が国の国際競争力に支障が及ばないことが確認できない場合。

また、重要な判断を要する場合は、J S Tは推進会議に報告し、推進会議は必要に応じて承認の可否を判断します。

なお、研究開発機関が、研究開発プログラムの実施により得られた知財を放棄しようとする場合は、P Mのマネジメントの下、他の参加研究開発機関等への譲渡を検討する等、本研究開発プログラムにおける成果の有効活用に留意してください。

#### (5) 知的財産権の実施、実施許諾

知的財産権の実施、及び実施許諾に関する優先順位は以下の通りです。なお専用実施権の設定は、知的財産権移転の手続きに準拠します。

##### ① 優先順位 1（自己実施）

知的財産権を所有する研究開発機関は所有する知財について、自由かつ無償で実施できます。ただし、大学等が共有者になっている知財に関する不実施補償の扱いについては当該企業・大学等の当事者間で真摯に協議し、P M・J S Tは合意に努めます。

研究開発機関に所属する発明者等がベンチャー企業の起業により、研究開発プログラムの実施により得られた知財を利用した事業を実施しようとするときは、研究開発機関は、当該知財の譲渡、あるいは実施許諾等により、当該ベンチャー企業による事業の実施の支援に努めるものとします。

##### ② 優先順位 2（研究開発プログラム内における実施許諾）

優先順位 1 の自己実施に（著しい）障害がない場合には、研究開発プログラム内の研究開発機関に実施許諾を行うなど、研究開発プログラムから得られる成果の社会的・経済的価値の最大化に務めます。ただし、知財運用会議における実施料等の実施条件に関する合意を前提とし、協議において知的財産権を所有する研究開発機関は、実施許諾について意見を述べるができることとしています。

##### ③ 優先順位 3（第三者に対する実施許諾）

国の事業であるという性質上、公益性に配慮する観点から第三者に対しても実施許諾が可能としています。その際、実施許諾条件は知財運用会議において協議することとし、優先順位 2 の実施に著しい不利益がないように措置します。

## 6. 委託研究契約

### (1) 研究開発費について

研究開発費とは、J S Tが委託研究契約等により研究開発機関に対し配分する委託研究費のことです。なお、研究開発は、最長で平成 30 年 12 月 31 日までとなり、その後、平成 31 年 3 月 31 日までは、成果のとりまとめ等に関わる人件費等のみ支出が可能です。以下に、委託研究費の経費区分に関して記します。

直接経費	<p>プロジェクトの研究に必要となる物件費および人件費全般</p> <p>①物品費： 備品、消耗品等を購入するための経費、主として研究開発に用いる研究開発設備の設置・機器の購入のための経費</p> <p>②旅費： 研究者及び研究支援者・研究補助者の海外・国内出張等</p> <p>③謝金・人件費等： 研究者及び研究支援者・研究補助者の人件費や研究開発への協力に係る謝金等</p> <p>④その他： 上記のほか、知的財産経費等当該研究課題を実施するための経費に充当可能</p>
管理経費	直接経費の合計の 10%以下まで計上可能
<p>直接経費における費目間の流用は、各年度予算額(直接経費)の総額のそれぞれ 50%の範囲内であれば、JSTへの手続きを経ることなく行うことができることとしています。ただし、総額の 50%を超える流用を行おうとする場合には、PMの了承のもとに、JSTの承認を得る必要があります。その際は委託研究契約の変更を伴う場合があります。</p>	

## (2) 契約の締結・更新

JSTと研究開発機関が締結する委託研究契約は、2年契約（平成26年度は契約締結から翌々年度末日までの3年契約とします）とし、PMの研究開発プログラム計画をもとに1年ごとに更新延長を行うこととなります。なお、研究開発予算は、毎年度、CSTIによる翌年度予算及び継続実施上必要な最低限の翌々年度予算（年度当初に必要な経費、及び人件費）の承認を得て決定します。その上で、JSTに委託研究契約締結（変更、中止）依頼を計画書と共にご提出ください。

また、委託研究契約等は複数年度契約（2カ年）を締結しますが、年度毎に金額を確定する処理を行います。

## (3) 委託研究費に関する留意点

### ① 知的財産経費

PMが研究開発プログラムの成果と認める場合、研究開発プログラム実施期間中、出願・維持にかかる経費について直接経費からの支出を可能とします。

### ② 民間企業等への研究委託の扱い

民間企業等については、毎年与信等の調査を行い、委託研究契約及び支払い方法等の調整が行われます。結果によっては、委託研究契約が締結できない場合や精算払いになる場合もあります。

### ③ 取得設備の取扱い

研究費により取得された研究機器等の財産については、大学、企業等を問わず、研究開発機関に帰属しますが、以下の点の遵守が必要です。

(i) 研究開発期間中は売却・移転しないこと

（ただし、委託研究開発担当者が移籍した場合はただちに移転すること）

(ii) 主として本研究開発プログラム目的に使用する

(iii) 主として研究開発終了後も研究開発成果の展開に使用すること

(注) 以下の経費は研究開発費(直接経費)として支出できません。

- ・ 当該研究開発の目的に合致しないもの
- ・ 管理経費による支出が適当と考えられるもの

(注) 研究開発費(直接経費)からの支出が適当か否かの判断が困難な場合は、J S T へお問い合わせください。

※ リサーチアシスタント(RA)を雇用する際の留意点

- ・ 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- ・ 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について J S T から制限を設けるものではありません。

(4) 繰越について

当該年度の研究実施計画に沿った研究推進を原則としますが、研究開発期間内においては、研究遂行が円滑に進展するよう、年度末・年度初めにおいて経費執行の空白期間が生じないように弾力的な経費の執行を可能とします。各年度の研究費において研究計画変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、翌年度有効に使用されることを前提に、返還することなく翌年度に引き続き使用することを可能とします。その際、研究開発期間において各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにしてください。

## 7. 研究の推進に係るその他の責務

### (1) 研究開発責任者

- ① 本委託研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

参加する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざんおよび盗用など)を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

- ② 提案した研究課題が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次を掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. 本委託研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わない。
- c. 研究上の不正行為(論文の捏造、改ざんおよび盗用など)を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修するとともに、参加する研究員等に対して履修義務について周知する。

また、上記c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

- ③ 研究の推進および管理

- a. 研究開発責任者は、PMの研究開発プログラムに従い、研究計画の立案とその実施に関することをはじめ、研究開発の遂行に責任を負っていただきます。
- b. PM、及びJSTに対する所要の研究報告書等の提出や、研究評価への対応をしていただきます。また、PMが随時求める研究進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。

- ④ 研究開発責任者には、研究開発費の管理(支出計画とその進捗等)を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。

- ⑤ 自身のグループの研究参加者や、特に委託研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。

- ⑥ 研究開発機関、PM及びJSTが締結する実施規約、JSTと研究開発機関との間の委託研究契約、及びJSTの諸規定に従っていただきます。

- ⑦ JSTは、研究課題名、研究参加者や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)および内閣府(IV. 応募に際しての注意事項(15ページ-)へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、研究開発責任者等に各種情報提供をお願いすることがあります。

- ⑧ CSTIが行うPMの評価、JSTによる経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

- ⑨ 研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

## (2) 研究開発機関

研究開発機関(研究開発責任者の所属機関)は、プログラムの実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為又は不適正な経理処理等を防止する措置を講じることが求められます。

応募に際して、研究開発提案者及び研究開発担当者は必要に応じて、所属研究開発機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

### (ア) 研究開発機関が国内の機関の場合

- ① PM及びJSTと実施規約を締結するとともに、JSTと委託研究契約を締結します。効果的な研究開発推進のため、円滑な実施規約、委託研究契約締結手続きにご協力ください。実施規約または委託研究契約が締結できない場合には、当該研究開発機関では研究開発を実施できません。
- ③ 研究開発費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として研究開発機関に執行していただきます。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、平成26年4月から運用開始の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)に示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究開発機関の責任において研究開発費の管理を行っていただきます。

なお、研究開発機関は、ガイドラインに従って、委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査にご対応いただく必要があります(別紙3)4. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について)。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gi\\_jyutu/008/houkoku/07020815.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gi_jyutu/008/houkoku/07020815.htm)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

- ③ 研究開発機関は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日文部科学省科学技術・学術審議会・研究活動の不正行為に関する特別委員会)における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu12/houkoku/06082316.htm)

- ④ 研究開発費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、研究開発機関の責任により委託研究費の支出・管理を行っていただきます。ただし、委託研究契約書およびJSTが定める委託研究契約事務処理説明書等により、本事業特有のルールを設けている事項については契約書等に従っていただきます。記載のない事項に関しては、科学研究費補助金を受給している機関にあっては、各機関における科学研究費補助金の取り扱いに準拠していただき差し支えありません。
- ④ PM、もしくはJSTに対する所要の報告等、およびJSTによる経理の調査

や国の会計検査等に対応していただきます。

- ⑤ 各研究開発機関に対して、課題の採択前、または実施規約及び委託研究契約締結前、ならびに契約期間中、事務管理体制および財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については J S T が指定する委託方法に従っていただくこととなる他、委託契約を見合わせる場合や、契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。
- ⑦ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、J S T は、平成 25 年度以降の新規採択の研究開発課題に参画しかつ研究開発機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けています（履修等に必要の手続き等は J S T で行います）。研究開発機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。  
これに伴い J S T は、当該研究開発者等が機構の督促にもかかわらず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究開発機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。
- ⑧ 国公立研究機関が実施規約及び委託研究契約を締結するに当たっては、当該研究開発機関の責任において、委託研究契約開始までに当該予算措置等の手続きを確実に実施する必要があります。万が一、契約締結後に必要な措置の不履行が判明した場合には、委託研究契約の取消し・解除、委託研究費の全額または一部の返還等の措置を講じる場合があります。

#### (イ) 研究開発機関が海外の研究機関の場合

- ① 海外の研究開発機関においては、J S T が指定するガイドラインを踏まえて研究開発機関の責任により研究開発費の支出・管理等を行っていただきます。また、研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合の収支簿に相当)を英文で作成して提出いただきます。
- ② 委託研究契約期間中に執行状況等についての調査・確認を行うことがあります。海外の研究開発機関は J S T の求めに応じて執行状況等の報告を行わなければなりません。報告ができない場合には、当該研究開発機関では研究が実施できません。
- ③ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、J S T が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。
- ④ 原則として、J S T が指定する契約書様式で共同研究契約を締結します。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関が J S T の指定するガイドラインに基づき適切な経費執行を行わないと判断される場合には、当該研究開発機関では研究開発が実施できません。
- ⑤ 実施規約の扱いについては、別途協議になります。

## VI. 研究開発提案書の記入要領

### 「超高機能構造タンパク質による素材産業革命」研究開発提案書

応募するスコープ	バイオ素材の宇宙業界向け工業用材料化技術開発 (PJ2-①)
研究開発提案者(研究開発責任者)氏名	
所属機関・部署・役職	
研究者番号	
学歴 (大学卒業以降)	
研究開発歴 (主な職歴と 研究開発内容)	
研究開発期間	2015年 月(H27. )～ 年 月( 年間)
研究開発費	全研究開発期間での研究開発費総額 ( 百万円)

## 要旨

### ○ 提案する研究開発の要旨

PMの構想を実現するために具体的にどのような研究開発を行い、その結果、PMの掲げる達成目標をいかに実現していくのか、概要を記載ください。(2ページ以内)

作成に当たっては、本要旨のみで、提案内容が十分理解できるように記載して下さい。



## 研究開発計画

- ・ 評価者が理解しやすいように記述してください。そのため、必要に応じて図や表も用いてください。
- ・ 11 ポイント以上の文字等を使用してください。
- ・ 本研究計画の中では論文・著者リストの記載内容を適切に引用することにより、提案者自身の業績との関係が明確となるようにしてください。

### 1. PMの掲げるスコープ・達成目標実現のための課題設定

PMが掲げるスコープ・達成目標に対し、どのような課題が設定されるのか具体的に記載下さい。その上でその課題解決のためにどのような技術シーズを用いるのか記載下さい。(自らの技術シーズであること) 当該技術シーズの具体的内容について、どのようなものであるか詳述するとともに、他のシーズと比べての優位性がわかるように記載ください。

### 2. 研究開発実施の基盤および準備状況

本研究開発を推進する基盤となる、

- ・ 研究開発提案者自身(および必要に応じて研究開発担当者)のこれまでの研究の経緯と成果
- ・ その他の予備的な知見やデータ等(存在する場合)

について、具体的に記載してください。

特に、当該研究実施体制がそれらを保有等していることで、研究開発の実施にいかに優位であるか、明示ください。

### 3. 研究開発計画とその進め方

- ・ 1 で記載した内容をどのような研究開発で進め、いつ目標を達成できるのか、
- ・ 研究開発をどのような体制で実施するのか、研究開発提案者・研究開発担当者の役割分担及び相互関係も含め、研究開発計画及びその進め方を記載してください。
- ・ 1 で記載した内容の達成にあたり予想される問題点とその解決策を含みます。
- ・ この研究開発計画において想定される知的財産権等(出願やライセンス、管理を含む)について、現在の関連知的財産権取得状況、研究開発を進める上での考え方を記述してください。
- ・ 線表では、研究開発項目ごと研究開発のマイルストーン(研究開発の途上での、研究開発の達成度の判断基準と時期)を示しつつ、タイムスケジュールの大枠を示してください。

研究開発項目	初年度 (H27.4～ H28.3)	2年度 (H28.4～ H29.3)
<以下は例示>		
1. 宇宙業界向け工業用材料化技術開発		
・材料用途・性能ターゲットの見極め	←	→
・複合化及び加工のための基本的な手法・ 基盤技術の開発	←	→
・テストピース(又は材料サンプル)作製・性 能評価	←	→
・新材料の実用化・事業化に向けた実行計 画の立案	←	→

研究開発期間について、PM提示する期間と異なる期間を提案いただくことも可能ですが、その場合は、研究開発に必要な期間及びその理由を提案書に明示ください。ただし、研究開発期間は、PMとの調整後の決定となります。なお、研究開発は、最長で平成30年12月31日までとなり、その後、平成31年3月31日までは、成果のとりまとめ等に関わる人件費等のみ支出が可能です。

#### 4. PMが研究開発機関に求める能力への対応

PMが求める能力（PMが課題達成のために重視するポイント）を、当該研究開発実施機関・体制がどのように満たしているのか、その根拠とともに、当該研究開発実施体制の優位性を具体的に記載して下さい。

## 5. 研究開発費計画

- ・ 費目別の研究開発費計画と研究開発グループ別の研究開発費計画を年度ごとに記入してください。
- ・ 採択された後の研究開発費は、PMの研究開発プログラム全体の予算状況、及び、PMのマネジメントの下研究開発の進捗状況等に応じ、研究期間の途中に見直されることがあります。

### 費目別の研究開発費計画 (全体)

		初年度 (H27. 4～H28. 3)	2年度 (H28. 4～H29. 3)	合計 (千円)
直接 経費	設備備品費			
	消耗品費			
	旅費			
	人件費・謝金 (研究員の数)	( )	( )	
	その他			
直接経費 合計				
管理経費 (直接経費の合計 の10%以下)				
合計(百万円)				

研究開発費の費目と、その用途は以下の通りです。

- ・ 設備備品費：設備や備品を購入するための経費
  - ・ 消耗品費：消耗品を購入するための経費
  - ・ 旅費：研究開発責任者や研究参加者の旅費
  - ・ 人件費・謝金：研究員・技術員・研究補助者、RA(※)等の人件費、謝金
- ※RA(リサーチアシスタント)については、○研究開発費(20 ページ)を参照下さい。
- ・ (研究員の数)：研究開発費で人件費を措置する予定の研究員の人数
  - ・ その他：上記以外の経費(研究開発成果発表費用、機器リース費、運搬費等)

### ○購入予定の主要設備 (1件5,000千円以上、機器名、概算価格)

(記入例)	○○○○○○	15,000 千円
	○○○○○○	5,000 千円
	○○○○○○	10,000 千円
	○○○○○○	5,000 千円
	○○○○○○	10,000 千円
	○○○○○○	5,000 千円

### ○特記事項

- ・ 人件費が研究開発費総額の50%を超える場合、消耗品費、旅費それぞれが研究開発費総額の30%を超える場合は、その理由を本項に記載してください。

・研究開発費について、PMが提示する研究開発費と異なる研究開発費を提案いただくことも可能ですが、その場合は、必要な研究開発費を記載いただき、その理由を本項に明示ください。ただし、研究開発費は、PMとの調整後の決定となります。また、PMに対する研究費配分状況次第では、予定研究開発費の変更がある場合があります。

## 研究開発実施体制（全体）

	研究開発機関	実施責任者	研究開発における役割	エフオ ート
研究開発提案者グループ		(研究開発提案者) 所属部門・役職名 氏名	当該研究開発における役割の記述	%
研究開発担当者グループ1		(研究開発担当者)		%
...				%

・エフオートには、研究者の年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記入してください。【総合科学技術・イノベーション会議における定義による】  
府省共通研究開発管理システム(e-Rad [<http://www.e-rad.go.jp/>])へ研究者情報を登録した際に付与される8桁の研究者番号を記載してください。

### ○体制内の相互関係

研究開発提案者、各研究開発担当者間が果たす役割の相互関係について記載。  
それぞれの研究開発の実施が(個別分散の関係ではなく)、相関して本研究開発の目標を効率的・効果的に達成しうることを説明する。

### ○特記事項

・特別の任務等(研究科長等の管理職、学会長など)に仕事時間(エフオート)を要する場合には、その事情・理由を記入してください

### ○研究開発グループ別の研究開発費計画（管理経費含む）

	初年度 (H27.4～H28.3)	2年度 (H28.4～H29.3)	合計 (千円)
研究開発提案者グループ			
研究開発担当者グループ(1)			
...			
合計(百万円)			

表は、参加するグループ数に応じて適宜追加下さい。

## 研究開発実施体制 1

(研究開発提案者グループの研究開発実施体制)

実施責任者：(研究開発提案者名) \_\_\_\_\_

研究開発機関：(研究開発機関名) \_\_\_\_\_ 研究開発実施場所： \_\_\_\_\_

研究開発参加予定者数： \_\_\_\_\_ 名

### ○研究開発実施項目および概要

- ・研究開発実施項目

- ・研究開発概要

研究開発提案者グループが担当する研究開発の概要を簡潔に記載してください。

- ・本提案における位置づけ

本提案において研究開発提案者グループが果たす役割等を記載してください。

### ○研究開発費計画 (研究開発提案者グループ)

		初年度 (H27. 4～H28. 3)	2年度 (H28. 4～H29. 3)	合計 (千円)
直接経費	設備備品費			
	消耗品費			
	旅費			
	人件費・謝金 (研究員の数)	( )	( )	
	その他			
直接経費 合計				
管理経費(直接経費の合計の10%以下)				
合計(百万円)				

## 研究開発実施体制 2

(研究開発担当者グループの研究開発実施体制)

実施責任者：(研究開発担当者名) \_\_\_\_\_

研究開発機関：(研究開発機関名) \_\_\_\_\_ 研究開発実施場所： \_\_\_\_\_

研究開発参加予定者数： \_\_\_\_\_ 名

- ・ 研究開発提案者以外のグループが必要な場合、研究開発機関ごと本様式(様式6)を記載。
- ・ 産学官からの様々な研究開発機関を研究開発担当グループとすることが可能です。
- ・ 研究開発担当グループの数に上限はありませんが、最適で必要十分な体制を編成してください。研究開発提案者が担う役割が中心でない、研究開発担当グループの役割・位置づけが不明であるチーム編成は研究開発体制としては不適切です。
- ・ 本様式は必要に応じて追加してください。
- ・ 研究開発担当グループを加えることは、必須ではありません。

### ○研究開発実施項目および概要

- ・ 研究開発実施項目

- ・ 研究開発概要

本研究開発担当グループが担当する研究開発の概要を簡潔に記載してください。

- ・ 本提案における位置づけ・必要性

本提案に本研究開発担当グループが必要不可欠であることの理由、位置づけ等を記載してください。

### ○研究開発費計画 (研究開発担当グループ1)

		初年度 (H27. 4～H28. 3)	2年度 (H28. 4～H29. 3)	合計 (千円)
直接経費	設備備品費			
	消耗品費			
	旅費			
	人件費・謝金 (研究員の数)	( )	( )	
	その他			
直接経費 合計				
管理経費(直接経費の合計の10%以下)				
合計(百万円)				

表は、参加するグループ数に応じて適宜追加下さい。

## 論文・著書リスト(研究開発提案者)

「本提案に関連する主要な文献」について20件程度を上限として記入してください。

### ○本提案に関連する主要な文献 (研究開発計画で引用している文献を記載)

記載項目は以下の通りです。研究開発計画で引用している論文について、引用順に記入してください。

著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年



## 論文・著書リスト (主たる研究開発担当者)

主たる研究開発担当者が近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち、今回の提案に関連し重要と思われるものを中心に選んで、現在から順に発表年次を過去に遡って記入してください。主たる研究開発担当者1人につき10件以内で記入してください。記載項目は以下の通りです。項目順は自由です。

著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年

## 特許リスト (研究開発提案者・主たる研究開発担当者)

### ○主要特許

近年に出願した特許のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、A4用紙1ページ程度で記入してください。記載項目は以下の通りです。項目順は自由です。

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

・研究開発提案者

・主たる研究開発担当者

## 他制度での助成等の有無

研究開発担当者および主たる研究開発担当者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

### <ご注意>

- ・「不合理な重複および過度の集中の排除」に関しては、「(別紙) 応募に際しての注意事項」をご参照ください。
- ・現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究開発提案の選考中にその採否等が判明するなど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、この募集要項巻末に記載されたお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。
- ・面接選考の対象となった場合には、他制度への申請書、計画書等の提出を求める場合があります。

### 研究開発提案者：

制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表/ 分担)	(1) 本人受給研究費 (期間全体)	エフォート (%)
					(2) " (H28年度 予定)	
					(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	
					(1) 千円 (2) 千円 (3) — (4) —	

- ・ 現在受給中または受給が決定している助成等について、本人受給研究費(期間全体)が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください。
- ・ 助成等が、現在受給中または受給が決定している場合は「受給」、申請中または申請予定であれば「申請」、と記入してください。
- ・ 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- ・ 「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載してください。
- ・ 「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)を記載してください【総合科学技術・イノベーション会議における定義による】。申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、本研究開発プログラムのみで採択されると想定した場合の、受給中・受給予定の助成等のエフォートを記載してください。本研究開発プログラムのエフォートと、現在受けている助成等のエフォートを合計して 100%を超えないようにしてください。
- ・ 必要に応じて行を増減してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

主たる研究開発担当者 1 :

制度名	受給 状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 (代表/ 分担)	(1) 本人受給研究費 (期間全体)	エフォート (%)
					(2) " (H28 年度 予定)	
					(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	
					(1) 千円 (2) 千円 (3) — (4) —	

## 人権の保護および法令等の遵守への対応

研究開発計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換え DNA 実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。また、チーム内に海外の研究開発担当者グループが含まれる場合は、研究提案者グループおよび国内の研究開発担当者グループの安全保障貿易管理に係る規程の整備状況について、必ず記載ください。

なお、該当しない場合には、その旨記述してください。

## 特記事項

## ○特記事項

・ 海外の研究開発機関を研究開発体制に加える場合は、募集要項「Ⅱ. 1. (1) 応募要件等」(7ページ～)をご参照の上、海外の研究開発機関に所属する研究開発者が必要であることの理由を本項に記載してください。

## ○PMとの関係について

以下の項目 a. ～d. のうち、該当する項目をチェックして下さい。

項目	内容	チェック欄
①	PMと親族関係にある者もしくはそれと同等の親密な個人的関係。	該当有り□
②	PMの兼業元あるいは出向元である大学、独立行政法人等の研究機関に所属している者。あるいは、同一の企業に所属している者。	該当有り□
③	PMと緊密な共同研究を行っている者。または過去5年以内に緊密な共同研究を行った者。	該当有り□
④	過去に通算10年以上、PMと「密接な師弟関係」あるいは直接的な雇用関係にあった者。「密接な師弟関係」とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とします。また所属は別であっても、PMが実質的に研究指導を行っていた期間も含みます。	該当有り□

## 研究倫理に関する誓約書

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長 殿

私は、革新的研究開発推進プログラム (ImPACT) の研究開発プログラム「超高機能構造タンパク質による素材産業革命」に応募するにあたり、研究開発の実施に際して「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を遵守することを誓約いたします。

特に、研究倫理教育については所属機関において講習を修了しており、研究不正行為（捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用など）を行わないことを誓います。

平成 年 月 日

所属機関名

所属部署名

職名

氏名（自署）

## VI. 革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)について(参考)

### 1. 革新的研究開発推進プログラムについて

#### (1) 目的

現在、我が国は、激しい国際競争にさらされ、また、深刻な社会経済的課題に直面しています。これらを克服するため、我が国の将来の産業や社会のあり方に大きな変革をもたらすことが重要であり、チャレンジ、オープン、イノベーションといった姿勢・取組を促す行動が求められています。「革新的研究開発推進プログラム」(以下「ImPACT」という。)は、その具体的な行動の一つであり、研究開発現場のマインドセットの変換、内向き志向からチャレンジ精神への大転換、自前主義からオープンイノベーションへの転換を目的とした「実現すれば社会に変革をもたらす非連続的なイノベーションを生み出す新たな仕組み」です。

ImPACTの究極的な目的は、「イノベーションに最も適した国」「起業、創業の精神に満ちあふれた国」の実現です。勿論これはImPACTのみで達成できるものでないことから、ImPACTで生み出す成功事例を、我が国の各界が今後イノベーションに取り組む際の行動モデルとして示すことも目指しています。

#### (2) ImPACTの特徴 (【参考1】参照)

ImPACTの特徴は次のとおりです。

- ① ImPACTは、必ずしも確度は高くないが成功時に大きなインパクトが期待できるような(ハイリスク・ハイインパクトな)チャレンジを促し、起業風土を醸成することを特徴とします。即ち、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらし、我が国はもとより世界を驚かせるような革新的なイノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進します。
- ② ImPACTは、総合科学技術・イノベーション会議が設定するテーマについて優れたアイディアをもつプログラム・マネージャー(以下「PM」という。)を厳選し、大胆な権限をPMに付与し、優秀な研究者とともにイノベーションを創出することを特徴とします。即ち、PMがプロデューサーとして研究者をキャスティングし、研究開発のデザイン力・マネジメント力と、我が国のトップレベルの研究開発力を結集します。

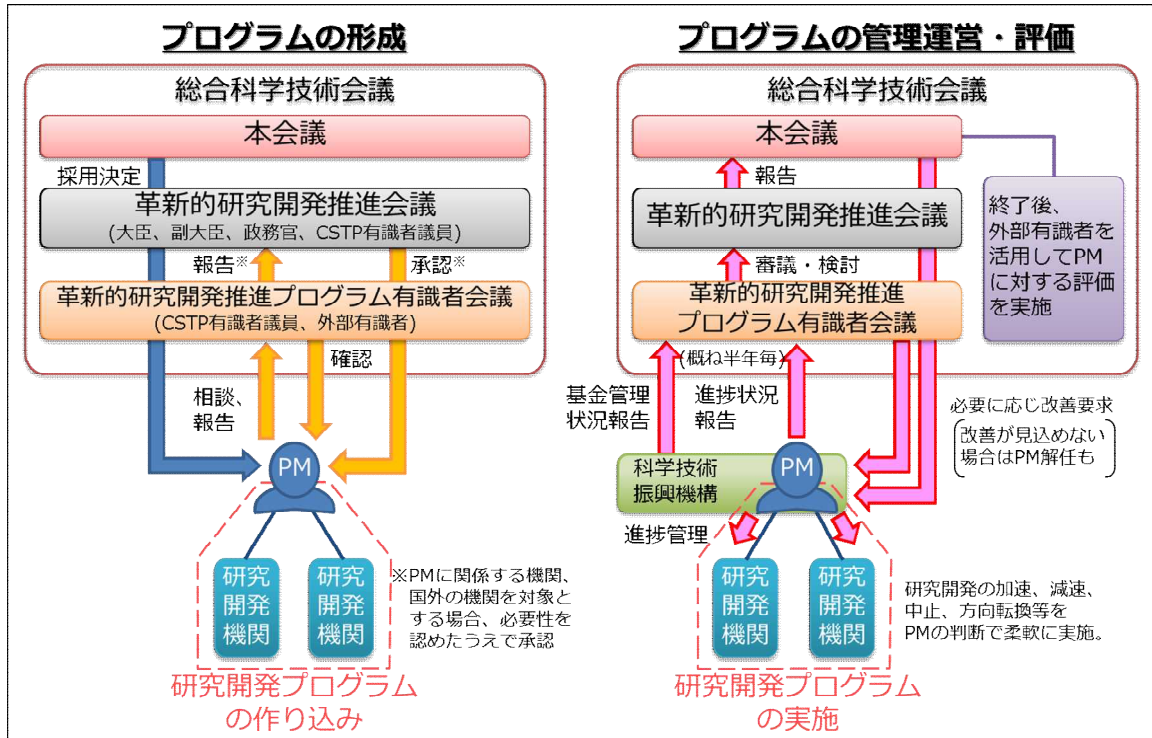


## 革新的研究開発推進プログラムの特徴

1. ハイインパクト	
非連続 イノベーション	総合科学技術会議の設定するテーマに基づき、必ずしも確度は高くないが成功時に大きなインパクトが期待できるような（ハイリスク・ハイインパクトな）チャレンジを促し、起業風土を醸成する。
2. プログラム・マネージャー（PM）	
PMへの大胆な 権限の付与	総合科学技術会議が、優れたアイディアをもつPMを厳選し、大胆な権限をPMに付与。PMがプロデューサーとして研究者をキャストしつつ、研究開発プログラムを企画、実施管理。
3. その他（執行面の特徴）	
基金による運営	機構に多年度にわたる基金を設立し、研究開発経費等を配分。 経費の用途・金額の変更に高い自由度。 経費の翌年度への繰越が可能（研究開発機関から機構への手続きが必要）。
PM支援体制	機構がPM支援体制を構築。 PMのマネジメントの下、機構と研究開発機関との契約により研究開発を円滑に実施管理。

## 2. ImPACTの実施体制について

ImPACTは、ImPACT全体の司令塔機能を担う総合科学技術会議、研究開発プログラム全体のマネジメント等を行うPM、PMの構想を実現するための研究開発を行う研究開発機関、（及びPM活動を支援し基金の管理を行うJST）により実施されます。



### (1) 総合科学技術・イノベーション会議の役割

総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」といいます。）は、本会議の下に、「革新的研究開発推進会議」（以下「推進会議」といいます。）「革新的研究開発推進プログラム有識者会議」（以下「有識者会議」といいます。）を開催し、ImPACTの着実な推進を図ります。

#### ① CSTI 本会議

推進会議、有識者会議の開催のほか、PMの採用を決定するとともに、研究開発終了後にPMの評価を実施します。また、事由により、PMが実施する研究開発プログラムの継続の可否についても判断する場合があります。

#### ② 推進会議

CSTIの下に設置され、革新的研究開発推進プログラムの基本的な方針、PM及びPMが企画・立案し実施管理を行う研究開発（以下「研究開発プログラム」といいます。）の選定、フォローアップ等についての審議・検討を行います。特に、PMがPMに關係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、選定の承認を行います。

#### ④ 識者会議

#### ⑤ 推進会議の下に設置される会議で、I m P A C Tの推進に関し、

- ・ PMが選定した研究開発機関についての確認を行います。
- ・ PMからの進捗状況報告（概ね半年毎）
- ・ PMへの助言、必要に応じて改善の要求等、を行います。

#### （２）PMの役割

自ら構想する研究開発プログラム全体のマネジメントを行い、研究開発の成果を革新的なイノベーション創出に結び付けるプロデューサーとしての役割を担います。必要に応じPM補佐を設置し、PMの業務を支援します。

PMは研究開発の進捗状況等に応じて、研究開発プログラムの加速、減速、中止、方向転換等を柔軟に実施することや、当初の目標とは異なるがハイインパクトな成果が見込めるなど新たな展開が見込める場合、柔軟に研究開発プログラムを見直すことができるなど、研究開発プログラムの推進における大きな権限を有します。

なお、PMに対する評価・進捗管理は、C S T I、推進会議、有識者会議により行われ、研究開発プログラムの進捗に関しては、PMから有識者会議に対して概ね半年毎に報告を行うこととなります。さらに、研究開発プログラム終了後には、C S T Iから、評価を受けることとなります。

#### （３）研究開発機関の役割

PMの研究開発プログラムに基づき、その実現を図り、非連続的なイノベーションにつなげるため、必要な研究開発を実施します。

研究開発機関はPMが選定し、有識者会議の確認等を経て決定します。決定後、研究開発機関はJ S Tと委託研究契約を締結し、研究開発を開始します。

研究開発の推進においては、適宜PMに進捗等を報告するとともに、J S Tに対しては、各年度毎（年度終了後1ヶ月以内）に研究開発の実施状況及び経費毎の研究費の収支状況を明らかにした実施状況報告書を提出します。

なお、PMが進捗状況等に応じて加速、減速、中止、方向転換等を判断した場合、研究開発機関はPMの判断に従うことが求められます。（必要に応じてJ S Tと委託研究契約の変更等を行います。）

#### （４）J S Tの役割

C S T Iが決定したPMを雇用・支援し、PMが選定した研究開発機関と委託研究契約を締結します。また、I m P A C Tの研究開発等に必要な経費として設立された革新的新技術研究開発基金の運用等を行います。

### 3. 研究開発プログラムについて

#### (1) 研究開発プログラムとは

PMが自らのハイリスク/ハイインパクトな構想を、実現し非連続なイノベーションにつなげるための計画であり、各研究開発機関は、研究開発プログラムに基づき、それぞれの研究開発を行うこととなります。PMは、研究開発プログラムを実施管理し、研究開発の進捗状況等に応じて、各研究開発の加速、減速、中止、方向転換等を行うとともに、当初目標とは異なるもののハイインパクトな成果が見込めるなど新たな展開が見込める場合は、PMの判断により柔軟に研究開発プログラムを見直すこととなります。各研究開発機関はPMの判断に従うことが必要となります。

#### (2) 全体期間と最終年度の取扱い

研究開発プログラムの実施期間は、原則として3年間以上5年間以内となり、PMが設定します。ただし、平成26年度は日数にかかわらず1年間と計算します。また、各研究開発機関における研究開発実施期間は、PMが、研究開発プログラムの実施期間内で必要な期間を設定することとなります。ただし、ImPACTの終了年度である平成30年度においては、研究開発の終了時期は平成30年12月末日までとなります。(以後は管理期間として、成果とりまとめ等のための人件費のみ支出可)